

マイナンバーカードと健康保険証の一体化 および現行の保険証の取り扱いについて

市民課保険年金係 ☎ (25) 1148

国民健康保険

マイナンバーカードと健康保険証の一体化等に伴い、令和6年12月2日(月)から保険証の新規・再発行が終了します。医療機関等を受診する際は、12月1日(日)までに交付された有効期限内の保険証や、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)などを利用いただくこととなります。

また、12月2日(月)以降に新規加入や有効期限が到来するなどの資格に異動があった場合は、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」を交付しますが、①転職、転居等で加入している保険が変わった場合、②住所や負担区分などの券面内容が変わる場合、③紛失等による再発行などは、これまでどおり届出や申請が必要ですのでご注意ください。

マイナ保険証をお持ちの方	「マイナ保険証」または「有効期限内の保険証」を医療機関等に提示してください。 ※カードリーダーの不具合等でマイナ保険証の読み取りなどができるない時は、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を医療機関等に提示してください。
マイナ保険証をお持ちでない方	「有効期限内の保険証」または「資格確認書」を医療機関等に提示してください。

限度額適用認定証・限度額適用標準負担額減額証について

12月2日(月)以降、入院等で自己負担限度額までの支払いを希望する場合は、下記の通りとなります。

(1) マイナ保険証を持っているかた

医療機関等の受付時に情報提供の同意により自己負担区分までの支払いとなります。

(2) マイナ保険証を持っていないかた

担当窓口へ申請することで、限度額適用認定証・限度額適用標準負担額減額証を交付します。

※所得区分が住民税非課税世帯、低所得者Ⅱのかたで、長期入院(90日を超える、以前に加入していた保険者を含む)に該当する時の認定を受けるには、窓口での申請が必要です。

国民健康保険に関する問い合わせ先

市民課保険年金係 ☎ (25) 1148

後期高齢者医療保険

12月2日(月)から、保険証、限度額適用認定証・限度額・標準負担額減額認定証は新規交付されませんが、交付済みのものは、有効期限まで使用できます。

12月2日(月)以降に、①75歳の誕生日を迎えるかた②紛失などによる再交付を受ける場合③住所や負担区分などの券面が変わる場合は「資格確認書(医療機関などで提示すれば、これまでと同様に受診できます)」が交付されます。

また、保険証および資格確認書の記載の有効期限(令和7年7月31日(木))後は、マイナ保険証を持っているかたには「資格情報のお知らせ」が、マイナ保険証を持っていないかたには「資格確認書」が申請不要で交付されます。

限度額適用認定証・限度額適用標準負担額減額証について

12月2日(月)以降、上記の認定証を持っていないかたで、入院などで自己負担限度額までの支払いを希望する場合は、下記のとおりとなります。

(1) マイナ保険証を持っているかた

医療機関などの受付時に情報提供の同意により自己負担限度額までの支払いとなります。

(2) マイナ保険証を持っていないかた

担当窓口へ申請することで、自己負担区分を記載した資格確認書を交付します。

*所得区分が低所得者Ⅱのかたで長期入院(90日を超える、以前に加入していた保険者を含む)に該当する時の認定を受けるには、窓口で申請が必要となります。

後期高齢者医療保険に関する問い合わせ先

・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
資格保険料グループ ☎ 059-221-6883

・市民課保険年金係 ☎ ②51135

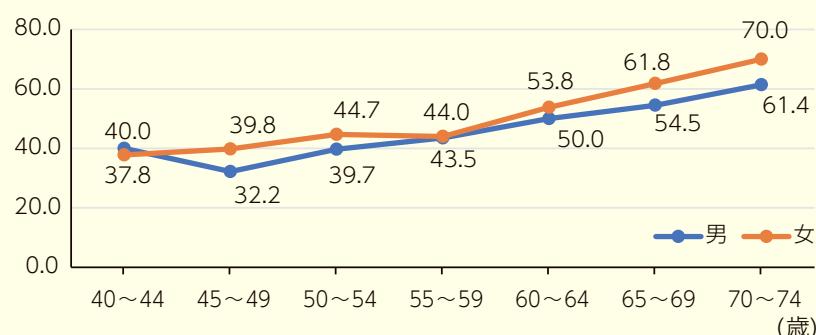
特定健診の目的は、病気の発症を未然に防ぎ、病気を早期に発見して治療を行うことです。令和4年度は市内の対象者3765人のうち2080人のかたが受診し、受診率は55.2%となり、県内各市町のなかでも高い受診率となっています。引き続き健診の重要性を理解いただき、ぜひ受診してください。

特定健診を受診しま
す
（40歳から受診できます）

ますが、一人当たりの医療費は高齢化や技術の進歩などにより増加傾向にあります。財政の安定化には病気の重症化の予防や、医療費の適正化といつて一人ひとりの取り組みが重要です。

増える医療費と減る税収

令和4年度特定健診受診率（男女・年齢階層）



で連絡してください。
また、健診結果に基づいて、食事や運動の生活習慣を見直すための保健指導を実施しています。ぜひ、積極的な参加をお願いします。

- 40歳～59歳の年齢層の受診率が低くなっています。自分自身の体を大切に、健康を守るためにも受診しましょう。
- 令和6年度の特定健診は、11月30日(土)で終了しますので、早めに医療機関に予約してください。

国民健康保険からのお知らせ

市民課保険年金係 ☎ ②1148

健康診断の結果を提出してください

特定健診の対象者のなかで、40歳～74歳（一部75歳）で、令和6年4月～令和7年3月の間に、国民健康保険の特定健診を受けずに、会社などの健診査や自身で人間ドックを受けたかたは、健診結果の提出にご協力をお願いします。

(月) 提出期限

または各連絡所
市民課保険年金係
令和7年3月31日